

面へ出さぬ。西洋の女は男と交際し、日本の女は女と交際す。西洋の女は口に「戀」を説き、日本の女は心に「戀」を語る。西洋の女は娘の時よりも、妻になつてからか浮氣になり、日本の女は娘の時間が浮氣で妻になると堅くなる。西洋の女は、山に登り、海に泳ぎ、舟を漕ぎ、馬に乗り、凡て室外の遊戯を好めど、日本の女は夫れと反對に、兎角外出が嫌ひ。西洋の女は亭主をつかひ、日本の女は亭主に使はる。西洋の女は剛腹、日本の女は従順。西洋の女は多くの場合に於て「否」と答へ、日本の女は「諾」と答ふ。西洋の女は悍馬の如く、日本の女は羊の如し。西洋の女は目で物を言ひ、日本の女は手で物を言ふ。西洋の女は人前で亭主といちやついて、家に歸てから喧嘩をする、日本の女は人前では他

人行儀にして、家に歸つてからいちやつく。西洋の女は亭主を靴で蹴り、日本の女は亭主の胸倉を取る。西洋の女は表面が清潔のやうで内部が不潔、日本の女は表面が不潔のやうで内部が清潔。西洋の女は男との間が近くて遠く、日本の女は遠くて近い。(中央新聞)

## 婦人と親族法

太田 英隆

### 第三章 婚姻

#### 第一節 婚姻の性質

婚姻は、人事中最も重大なる事項であります。親族の根源であります。これは、御婦人方にもごく必要な法律でありますから、第三章は稍詳しく説明をいたしませう。

定義

婚姻とは、法律に基き、畢生間の結合を承諾したる、一男一女の身分關係なり。

この定義によりて分析的に略述します。

第一 婚姻を以て身分關係なりと云ふのは、即ち夫婦間の身分關係のことで、夫婦生存結合の状態を指したのであります。但し、この夫婦の身分關係を創設する行為の方面から婚姻を見るときは、婚姻は、法律の認めたる夫婦關係の創設する意思表示であることと云ふことが出来ます。

第二 婚姻は一男一女の結合ならざる可らず。婚姻制度の上から見ると數夫一妻若くは一夫數妻を認むるものがあります。今日文明諸國に於きましては一夫一婦を以て本則とします。我國の習慣や法律上から考へて見ましても、婚姻と云ふのは

一男一女の結合であります。從來善妻の風が行はれてゐますが、法律は決してこの關係を認めてはをりませぬ。

第三 婚姻は畢生を期したるものならざるべからず、朝に合し夕に離るゝを目的とする者は、唯獸慾を滿すに過ぎないので眞の婚姻とは云へませぬ。

婚姻の目的は肉體の情慾を満足さす爲めのものではありませぬ。又單に精神上の満足を主とするものではありませぬ。また、單に利益の爲めの結合ではありませぬ。婚姻の實際の性質から云へば、生んだ子女を監護教育すべき父母本然の職分を盡くすことが目的であります、この目的を達するには、どうしても畢生を期するのでなくては出来ません。

第四 婚姻は男女の承諾を要す。婚姻は、婦たり

妻たるの身分を取得するの意思を以て結合するもののであつて、決して男女の承諾を無視することを許しません。我國古來の風俗としまして、婚姻は多く雙方の父兄の取極であつて、子弟たるものは之れに従はなければならぬ。甚しきに至りては、全く意思を表示することの出来ない幼少の時分から許嫁をして、成長の後無理に婚姻せしむるやうなことがあります。また、天理教の信者は如何なことがあつても、自分の勝手に婚姻することが出来ず、必ず會長の指定に任ずると云ふやうな規定があります。これらは、人の自由意思を束縛するの甚しいもので、文明の今日から云へば無條理極まるものと云はねばなりません。現に記者の知れる婦人は、天理教會の信者であつて、會長の指定によつて婚姻せねばならぬと嘆いてゐる

人があります。男の方が相當な人ならばよいが、教育のない悪癖のある人で、婦人には似合ない夫であります。これらは、一代婦人を嘆きの淵に沈めると全様で、決して一家團樂たる樂しき家庭は作らる筈はありません。このことは、記者が郷里なる但馬國の話であります。世の中には、随分こんな人があるかと思ふと一點の同情の涙をそゝがざるを得ません。

第五 婚姻は法律に基きたるものならざる可らず男女兩性の結合ではありませんが、法律上一定の要件を履んだものでなくては婚姻と云ふことは出来ません。彼の實際夫婦として暮らしてゐても戸籍を入れることの出来いやうなのは、一の野合と云ふべきであります。

本節で述べるのは如何と思ひますが、御婦人方

の御参考として、婚姻制度の沿革の大略を、歴史上から少しく説いて見ませう。

社會のまだ幼稚な時に當りましては、今日のやうな婚姻なるものなく男子はその好む所の女子に通し、女子も亦其欲する所の男子に従つて、一定の男子と一定の女子との間に結合を見ることはありませぬ。學問の所謂共同婚の時代之れでありませぬ。この時代から一步を進めて、定まつた男女の間に結合を見るに至つたのは掠奪婚に初ります。是れ蓋し、この時代に於ては外族との交通がなく各部族が互に仇敵の状態であつたから、一人の女を得て永く結合を保たうとするには、穩和の手段によりて之れを得ることは出来ません。従つてこれを掠奪したり若くはこれを誘拐して己れの意に従はしむるの外なかつたのです。社會がだん／＼

進んで交通の途が開け有無相通じ、互に相來往するやうになりましては敢て暴力を用ゆるの必要はなく、穩和にその欲望を達することは得られますも、人知尙未だ十分に發達しませんから、他の品物と同じやうに女子を買受けて妻とする風がをこり、或は牛馬と交換し、或は貨幣を與へて自分の思ふ女子を得ることとなりました。之を名けて買賣婚と云ひます。買賣婚から更に一步を進んで、所謂贈與婚の時代となります。この贈與婚は買賣婚から進化したものでありますから、先に女子の代價として男子から交付した所のものは、遂に其名目を變するに至るを常とします。現に行はれてゐる結婚なるものはこの遺風でありませう。贈與婚から更に進化しますと、乃ち共諸婚となりまして、今日文明國に於ける婚姻は之れであります。